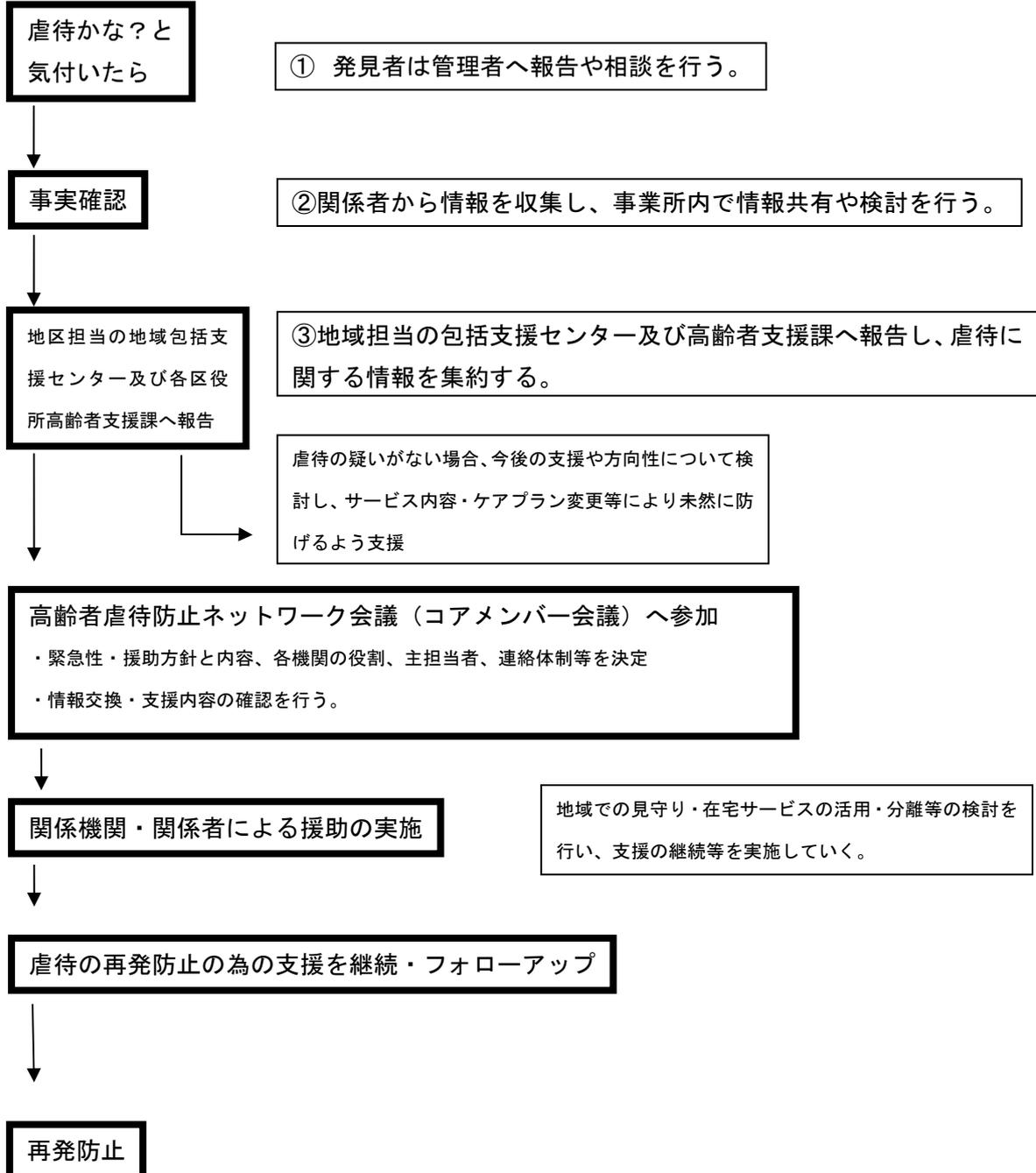


高齢者虐待防止マニュアル

R6. 4. 1

「養護者による高齢者虐待防止リーフレット（介護従事者向け）」参照



虐待防止に関する基本方針

目的

合同会社 幹 ライフサポートみきは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう支援していく。

高齢者虐待の種類

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為を示す。

- 1. 身体的虐待** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- 2. 心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 3. 経済的虐待** 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 4. 性的虐待** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

利用者の安全を最優先にする

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

虐待防止検討委員会の設置

委員長→事業所の管理者が務め、委員会の運営と指導を担う。

委員会の開催頻度→委員会は年に少なくとも1回開催し、必要に応じて追加の臨時会合を実施する。

他の会議・研修への参加→定期的な研修会や勉強会に参加し、情報収集などが図れ、職員へ周知できる。

他事業所との連携→他事業者と協力し、広範な視野での虐待防止策を検討すること行っていく。